

物 品 購 入 契 約 書
(春日市こども・子育て支援拠点遊具設置等業務)

- 1 物品の名称 仕様書のとおり
- 2 契約金額 ¥ _____
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____
- 3 契約数量 仕様書のとおり
- 4 規格 仕様書のとおり
- 5 納入場所 仕様書のとおり
- 6 納入期限 令和9年3月31日
 ※ 遊具等は、令和9年3月19日までに納入すること。

上記の物品購入について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて別添の条項によって物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通又はこの契約の内容を記録した電磁的記録を作成する。本書2通を作成した場合にあっては発注者及び受注者が記名押印の上で各自1通を保有し、この契約の内容を記録した電磁的記録を作成した場合にあっては発注者及び受注者が合意の上で電子署名を付与し各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

発注者 春日市
 代表者 春日市長 井 上 澄 和

受注者 住所又は所在
 商号又は名称
 代表者資格氏名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(検査)

第2条 受注者が物品を納入するときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、受注者が物品を納入するときは、受注者の立ち会いのもとに検査を行う。

(代金の支払)

第3条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、発注者の指定する請求書により売買代金の支払を発注者に請求する。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

(部分払い)

第4条 発注者が必要と認める場合は、受注者は、物品の完納前に物品の既納部分に相当する金額以内の金額の部分払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第5条 納入した物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、発注者は受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者は、受注者に相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間)

第6条 受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(納期の延期)

第7条 発注者は、受注者の申請により、天災地変その他受注者の責めに帰すべき事由によらないで納入期限までに納入できないと認めたときは、納入期限を延期することができる。

(発注者の催告による解除権)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 納入期限までに納入を終わらないとき。
- (2) 正当な理由なく、第5条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 物品の納入を終わらせることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第11条又は第12条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、関係行政機関からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 暴力的組織の構成員又は構成員とみなされる者(以下「構成員等」という。)が、役員等(受注者が個人である場合にはその者をいい、受注者が法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がなされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)となっているとき。

- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用し、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜したとき。
- (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- (9) 本市契約に関し、暴力的組織又は構成員等から不当介入を受け、又は不当介入による被害を受けたにもかかわらず、市に報告せず、又は所轄の関係行政機関に届け出なかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第10条 前2条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第11条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第12条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第13条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限までに納入を終わらせることができないとき。
- (2) 第5条第1項に規定する契約不適合があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額(単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額。ただし、第2条第2項の規定による検査に合格した部分があるときは、当該部分に係る契約金額相当額を除く。以下この

条において同じ。)の10分の1以上に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 第8条又は第9条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
 - (3) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
 - (4) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
 - (5) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。
- 3 第1項各号又は前項第1号若しくは第2号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び前項(第3号から第5号までを除く。)の規定は、適用しない。
- 4 第1項第1号に該当する場合の損害金の額は、納入期限の翌日から起算し、物品の完納までの期間に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「法定利率」という。)を契約金額に乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第11条又は第12条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前項に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第3条第2項及び第4条の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領の金額につき、遅延日数に応じ、法定利率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第16条 この契約が債務負担行為に係る契約である場合は、債務負担行為に係る契約の特則を別紙のとおり定める。

(協議)

第17条 この契約に定めていない事項について定める必要が生じたとき又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議の上定める。